

商店街に設置された街路灯等の自治体による管理に関する要望

関東部会提出

街路灯は、商店街の華やかさや賑わいの演出、夜間の防犯を担う設備として、商店街等が独自に設置し、維持管理を行っている施設である。

一方、夜間における交通安全や地域の防犯に寄与する施設でもある。

商店街を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化等の外的要因や、経営者の高齢化、後継者不足、商店会の解散、空き店舗の発生といった内的要因により大きく変化している。

全国的に商店や商店街の形態が時代とともに変化していく中で、商店街の店舗数の減少等により、かつて商店街に設置された街路灯の老朽化や維持管理費が問題となっている。

各自治体では、街路灯の維持管理を行う商店会に対し、電気料金の補助金を交付するなど、負担軽減策を講じているが、街路灯の管理については商店街等が管理するに至った経緯や管理方法が異なり、また商店会の解散や廃業等により個人が自主的に管理している施設もあり、全ての団体の維持管理方法の把握が難しい状況である。

商店街では、街路灯の維持管理を市に移管してほしいという要望も増えてきているが、各自治体での対応は財源等の問題もあり、難しい状況である。

各商店街の実情は様々ではあるが、全国的な現状把握や先進的な対応方法等を共有し、問題解決に向けてステップアップしていくため、国において新たな対応策や補助金の創設などを検討する協議会の設置を要望する。